養護老人ホームって なに ??



施設概要(八女の里八媛苑)



名称 :養護老人ホーム

八女の里八媛苑

創設 :昭和37年 5月 1日

平成21年 4月 1日(経営移譲)

定員: 70名(現在 59名入所中)

介護度: 自立 29名

要支援 2名

要介護1 11名

要介護2 9名

要介護3 6名

要介護4 6名

要介護5 3名

要介護者 全体の6割程

平均年齢 : 82歳 (最高年齢103歳)

平成31年4月1日現在

成り立ち

- □ 明治28年「聖ヒルダ養老院」 養老院とは、あくまで収容施設
- □ 昭和 4年 救護法制定 救護施設として、法律上明文化
- □ 昭和21年 生活保護法制定 養老施設となる(養老院)
- □ 昭和38年 老人福祉法制定 養護老人ホームと名称が変更
 - ※在宅福祉サービスや老人福祉施設入所などのサービス を市町村が必要性を判断し決定していた。→「措置制度」

利用者負担額

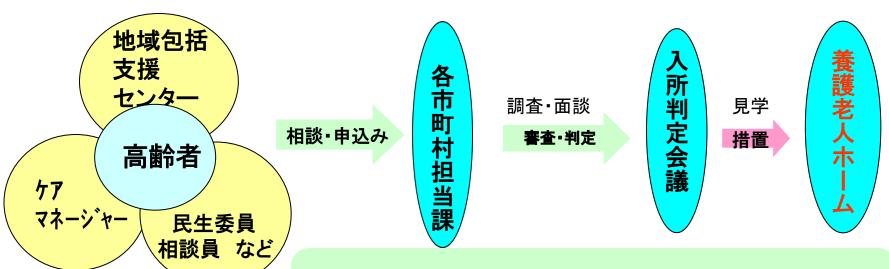
- □ 前年分の収入に応じて利用費が決定
- □ 一年分の収入支出を提出し行政が決定

《措置費でまかなわれるもの》

電気代・水道代・食事代・日用品費(石鹸、洗剤、オムツ代)等

- ※ 介護保険サービスを利用した場合の利用料は
 - 一度支払い、収入に応じて戻りがあります。

措置されるまでの経緯



概ね、65歳以上の方で、『環境上の理由』 及び 『経済的理 由』により、居宅での生活が困難な方が対象となります。

『環境上の理由』

心身上の障がいの為日常生活を送ることが 困難である。 介護する者がいない又は、就労のため介護が 出来ない。 生活できるような住まいではない等。

『 経済的理由 』

受給している年金が低額又は無年金。 多額の負債を抱えて生活に困窮している。 市民税非課税世帯など。

相談・申込み



各市町村担当課

審查・判定

入所判定委員会(市町村)

措

置

所

措置入所

養護老人ホーム

特別養護老人ホーム

審查・判定

入所検討委員会(施設内)

契約入所

特別養護老人ホーム

【契約入所(特養)

筑後地区養護老人木一厶定員数

各施設定員状況

朝倉苑	50床
浮羽老人ホーム	55床
小郡池月苑	80床→60床
紅葉園	50床
聖母園	50床→40床
長生園	125床
楠寿園	85床
明光園	50床
八女の里八媛苑	70床
吉野園	90床
柳光園	50床

□ どの施設も満床では なく、空床がある。

□ 定数を減らした施設も ある(平成31年度)

筑後地区の現状 ①

□ 予算の関係上、「措置控え」をする市町村もある 定員を割っていてもすぐに満床にならない

入所基準の捉え方が異なる(ローカルルール)

(例) 要介護1以上 → 介護保険施設へ

要介護2以上 → 入所依頼

年齢と共に介護度が高い入所者の増加

筑後地区の現状 ②

- 重度化しているが、次の行き先や待機者がいない等の理由 から抱え込まざる得ない状況
- □ 各施設で様々な工夫を凝らし、対応を行っている
- 最近ではニーズが多様化している (触法者・精神疾患者・元ホームレス・・・)
- □ 複雑多岐に渡る入所者に対し、職員配置基準は、 15人に1人と現場では職員が不足

施設?

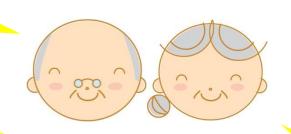
現在の入所者像

在宅?

経済困窮者

居住する場がない

ターミルケアの方



元ホームレスの方

重介護者(特養化)

刑期を終えた方

協調性に乏しい方

精神疾患者

養護の今後の役割とは?



- (1)セーフティネットとしての取り組み 認知症軽度者、触法者、精神障害者、生活困窮者への 積極的な受け皿
- (2)自立支援(ソーシャルワーク機能の強化) 地域に戻り自立した生活を送るための支援 (経済的支援の働きかけ、緊急時の対応など)
- (3)地域貢献(社会参加) 地域との連携(住民、民生委員、ボランティア等) 地域福祉の拠点機能(施設の開放、相談支援等)

八女の里八媛苑は 来年、春には個室に建て代わります

見学はいつでも受け承ります

養護老人ホーム 八女の里八媛苑 〒834-1213 八女市黒木町本分4280-6 ☎ 0943-42-1000